

## 第5回 北上川上流ダム再生環境影響評価技術検討委員会 議事概要

(事務局説明を除く、質疑応答について記載)

(○：委員、●：事務局)

### 1. 大気環境、水環境の予測・評価結果について

- 委員：今後の関係機関との協議の過程で、事業に伴う二酸化炭素の収支を問われる可能性がある。
- 事務局：他ダムの事例を参考に、二酸化炭素の収支を整理します。
- 委員：工事中の土砂による水の濁りに係る環境保全措置である「沈砂池の設置」について、設置位置や規模を教えてください。
- 事務局：改変予定区域の濁水が集まる最下流付近に、最大で 500m<sup>2</sup> 規模の沈砂池を設ける計画です。

### 2. 動物、植物、生態系の予測・評価結果について

- 委員：特定の環境に依存する昆虫類重要種は、事業地周辺での確認記録から推定される個体群の成立状況等を踏まえて、事業影響を適切に予測評価すると良い。
- 事務局：ご意見のとおり対応します。
- 委員：再生前後のサーチャージ水位間の樹木は伐採するのか。
- 事務局：現時点においては、伐採しない計画です。
- 委員：ダム湖岸の冠水状況の変化に伴う植物への影響として、水位変動の幅が広がることから外来種や水田雑草等に移り変わることが想定される。植生として大きな問題はないと思うが、このような変化が生じることはしっかりと整理して欲しい。
- 事務局：ご意見のとおり対応します。
- 委員：ダム嵩上げに伴う生態系への影響については、ダム湖の水位変化だけでなく、面的な広がりの変化も考慮して予測評価すると良い。
- 事務局：ご意見のとおり対応します。
- 委員：植物の環境保全措置として「移植」を検討しているが、対象種によっては移植先の確保が難しいことも想定される。移植以外の方法として、例えば、数十 cm の水位上昇で生育地が影響を受ける可能性があるならば、水が被らないように土嚢を設置することなども考えられないか。
- 委員：環境保全措置の実施にあたっては、対象種の生態特性、対象個体の生育状況、移植の安全性、移植後の生育の持続性等を踏まえて、検討してはどうか。
- 事務局：ご意見のとおり対応します。

### 3. 景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等の予測・評価結果について

○委員：視角の定義として表している対象物は「樹木」ではなく、「ダム堤長」にしてはどうか。

●事務局：ご意見のとおり対応します。

○委員：主要な眺望景観の予測地域を視角で表した場合に何度に相当するか、加えて、可視可能範囲の距離の目安を図示して欲しい。

●事務局：ご意見のとおり対応します。

○委員：眺望景観の変化において、識別距離（視距）、仰角、俯角、不可視深度を踏まえた整理をお願いしたい。

●事務局：ご意見のとおり対応します。

○委員：人と自然との触れ合いの活動の場の工事中の予測項目として、「工事中の景観の情報発信」を入れてはどうか。

●事務局：予測項目は、主務省令<sup>注)</sup>に準拠し設定するため、予測項目としては追加いたしかねます。それゆえ、環境保全措置と併せて実施する対応の中で整理いたします。

注) ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

○委員：柳平水辺公園は、常時満水位が公園内まで達する計画となっているが、公園利用に支障はないのか。

●事務局：四十四田ダムの運用実績として、常時満水位まで上昇しないよう、それよりも下回る水位でこれまで運用されています。現在のところ、ダム再生後も同様の運用を考えているため、長い間、常時満水位が維持されるような状況は想定しておりません。なお、ダム再生後、冠水が生じた場合には、点検と必要に応じた補修を行い、公園利用に支障が生じないように努めてまいります。また、冠水による影響が大きいと予測された「トイレ」については、環境保全措置として移設等を検討いたします。

○委員：廃棄物等の環境保全措置のうち、「伐採木の再生利用の促進」とは、具体的にはどのような取り組みを想定しているのか。再生利用ではなく、再利用ではないのか。

●事務局：伐採木をチップ化し、法面の基盤材料に用いることなどを想定しています。法令における定義<sup>注)</sup>を踏まえ、「再生利用」と表現しています。

注) 循環型社会形成推進基本法（第二条6）：「再生利用」とは、循環資源の全部又は一部を原材料として利用することをいう。

4. 今後の予定について

<意見なし>

5. 委員会資料の公開対象について

- 事務局：資料の公表範囲は後日、事務局で案を作成し各委員に照会します。